

特定事業主名：茅ヶ崎市

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.5%
全職員	81.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	95.0%
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.5%
31～35年	93.9%
26～30年	92.6%
21～25年	93.5%
16～20年	89.4%
11～15年	88.5%
6～10年	90.3%
1～5年	85.9%

【説明欄】

①任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、その者の週の勤務時間を38時間45分で按分した数を職員数として換算しています。また、特定の時期に一時的に任用されるパートタイム会計年度任用職員については、算定の対象外としています。
②2（1）の本庁係長相当職については、本市には該当する役職がないため記載していません。
③任期の定めのない常勤職員については、扶養手当や住居手当が生計主体者や住居の契約者になっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は52.1%となっています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	26.8%

【説明欄】

令和8年4月1日時点

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
部長級	26.3%
課長級	27.1%
課長補佐級	25.2%
係長級	—

【説明欄】

令和8年4月1日時点

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	60.0%
女性	98.1%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	12.5%	—	—	—
1週間以上2週間未満	9.4%	—	—	—
2週間以上1月以下	21.9%	—	—	—
1月超3月以下	40.6%	3.8%	—	100.0%
3月超6月以下	3.1%	1.9%	—	—
6月超9月以下	3.1%	3.8%	—	—
9月超12月以下	9.4%	11.3%	—	—
12月超24月以下	—	15.1%	—	—
24月超	—	64.2%	—	—

【説明欄】

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
12.4時間/月

【説明欄】